

北里大学薬学部における試験及び成績評価に関する規程

2016年7月7日 制定

2025年2月6日 改正

(総則)

第1条 この規程は、薬学部在籍する学生の試験及び成績評価（以下「評価」という。）に関する取扱いを定める。

(単位認定)

第2条 薬学部が開講する授業科目の単位は、単位認定者（科目責任者）が試験及びその他の適切な方法により学修の成果を総合的に評価して認定する。

(試験の種類及び方法)

第3条 単位を認定するための試験の種類は、原則として定期試験、追試験及び再試験とする。

2 前項に規定する各試験は、筆記、レポート及びその他の方法により実施する。

(成績評価)

第4条 評価は、優、良、可、不可の4種とし、100点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

2 前条第1項に定める各試験に基づく評価は、次のとおりとする。

(1) 定期試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を100点とする。

(2) 追試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を90点とする。

(3) 再試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を70点とする。

(定期試験)

第5条 定期試験は、原則として通年科目にあっては後期末に実施し、半期科目にあっては開講期に応じ前期末及び後期末の授業内又は試験期間を設けて実施する。

2 前項に規定する通年科目のうち、一部の科目については、前期及び後期の2回試験を実施できるものとする。この場合の評価は、前期及び後期の試験結果に基づき、総合的に行うものとする。

3 定期試験に係る受験資格、受験者の遵守事項及びその他の事項は、別に定める。

(追試験及び再試験)

第6条 追試験は、定期試験を正当と認められる事由により受験できなかった者に対して実施する。

2 再試験は、原則として実施しない。

ただし、平素の履修状況及び出席状況が良好であるにもかかわらず、定期試験の成績が合格点に達しなかった者及び定期試験の欠席者のうち、追試験受験資格の無い者に対し同一年度内に1回再試験を実施することができる。

なお、追試験に基づく評価が不可の者について再試験は、実施しない。

3 追試験及び再試験は、原則として追試験及び再試験期間を設けてそれぞれ実施する。

4 追試験及び再試験に係る受験資格及びその他の実施事項は、別に定める。

(合格科目の再試験)

第7条 合格と判定された授業科目についての再試験は、実施しない。

(追試験及び再試験の未受験の取扱い)

第8条 追試験及び再試験を受験できなかった者で、正当な事由があると認められる場合は、改めて当該試験を実施（以下「再受験」という。）することができる。

ただし、次の各号に掲げる試験の再受験は実施しないこととする。

ア 薬学共用試験（OSCE、CBT）（薬学科4年次）

イ 薬学総合演習試験（薬学科6年次）

2 再受験の実施に係る事項については、別に定める。

（単位認定に基づく卒業及び及落判定）

第9条 単位認定に基づく卒業及び及落判定は、学部学年進級規程に基づき、薬学部教授会において行う。

（補足）

第10条 この規程に定めるもののほか、その他の必要な事項については、別に定める細則による。

2 一般教育部が開講する1群科目については、原則として一般教育部試験細則を適用する。

（この規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、教育委員会及び運営会議の議を経て、薬学部教授会において決定する。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 この規程は、2017年度に実施する試験から適用する。

附 則（北学総第2024-16418号）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

北里大学薬学部における試験及び成績評価に関する細則

2016年 7月 7日 制定
 2017年 4月 1日 改正
 2017年 9月 1日 改正
 2018年 9月 6日 改正
 2019年 2月 7日 改正
 2022年 6月18日 改正
 2023年 7月 6日 改正
 2025年 3月 6日 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学薬学部における試験及び成績評価に関する規程（以下「規程」という。）第10条第1項の規定に基づき、試験及び成績評価に関して必要な事項を定める。

(試験の区分及び実施期間)

第2条 規程第3条に規定する試験は、原則として次の区分により実施する。

| 試験区分 | 実施期間 | |
|---------|-------------|------------------------|
| 前期定期試験 | 6月下旬及び7月中旬 | 左記の最終授業内又は薬学部暦に定める試験期間 |
| 後期定期試験 | 11月下旬及び1月上旬 | |
| 前期追・再試験 | 8月下旬 | 薬学部暦に定める試験期間 |
| 後期追・再試験 | 2月上旬 | |
| 授業期間内評価 | 随時 | 授業期間内 |
| 実習試験 | 随時 | 実習期間内 |

(受験資格)

第3条 規程第5条及び第6条に規定する定期試験、追試験及び再試験の受験資格は、次のとおりとする。

(1) 定期試験を受験できる要件は、次のとおりとする。

- ア 履修登録科目であること。
- イ 原則として実授業時間数の3分の2以上出席していること。
- ウ 受験不許可の通達を受けていないこと。

(2) 追試験及び再試験の受験資格は、前号に規定する要件を満たしている者のほか、規程第6条第1項及び第2項に該当する者とする。

(追試験受験の正当な事由)

第4条 規程第6条第1項に規定する正当と認められる事由とは、原則として次の各号に掲げる事項とする。ただし、就職試験及び他大学等入学試験の受験については、正当と認められる事由に含まない。

- ア 北里大学における出校停止が必要な感染症 [必要書類：医師の診断書又は登校許可証]
- イ その他自己の病気又は怪我 [必要書類：医師の診断書]
- ウ 電車、バス等の公共交通機関の事故等による20分を超える遅延 [同：遅延証明書]
- エ 三親等内の親族の死亡 [同：死亡が確認できる書類]
- オ その他教授会において正当と認められた事由

2 前項各号に該当しない者は、追試験の対象者から除外し、再試験受験の対象者とする。

(追試験受験の許可)

第5条 追試験の受験を願い出る者は、定期試験期間終了後3日以内に追試験受験許可願（様式第1。以下同じ）に前条第1項に規定する必要書類を添えて、白金キャンパス大学事務室教務課に提出しなければならない。

2 前項における書類を提出した者の追試験の受験許可は、単位認定者（科目責任者）の承認後、教授会において決定し、掲示をもって告示する。

（申込手続）

第6条 追試験受験許可者及び再試験受験対象者は、指定期間内に所定用紙に記入及び受験料分の証紙を購入の上、白金キャンパス大学事務室教務課にて当該試験の申込手続をしなければならない。

2 前項に規定する指定期間は、白金キャンパス大学事務室にて設定し、掲示により事前周知する。

3 第1項に規定する受験料は、1科目2,000円とする。なお、受験しなかった科目の受験料は返金しない。

（再受験の実施）

第7条 規程第8条に規定する再受験の実施は、次のとおりとする。

(1) 再受験を受験できる正当な事由は、次のとおりとする。

ア 北里大学における出校停止が必要な感染症 [必要書類：医師の診断書又は登校許可証]

イ 電車、バス等の公共交通機関の事故等による20分を超える遅延 [同：遅延証明書]

ウ 三親等内の親族の死亡 [同：死亡が確認できる書類]

エ その他教授会において正当と認められた事由

(2) 再受験を願い出る者は、追・再試験期間終了後3日以内に再受験許可願（様式第2。以下同じ）に前項に規定する必要書類を添えて、白金キャンパス大学事務室教務課に提出しなければならない。

(3) 前号における書類を提出した者の再受験の受験許可は、単位認定者（科目責任者）が決定する。

(4) 申込手続は、本細則第6条の規定を準用する。

(5) 受験料は、徴収しない。

(6) 評価は、規程第4条第2項を適用する。

(7) 再受験の実施日、実施方法等は、単位認定者（科目責任者）の判断によるものとし、追・再試験期間終了後、前期は9月中旬、後期は2月中に実施しなければならない。

2 再受験は、前項第6号に規定する期間内にあらかじめ日時を定めて1科目につき1回のみ実施する。ただし、所定の試験日に受験しなかった場合は、当該科目の評価を不可とする。

（受験者の遵守事項）

第8条 規程第3条に定める試験の受験者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 試験開始10分前に定められた試験場に入場すること。

(2) 所定の席順（原則として学籍番号順）に着席すること。

(3) 所持品は、監督者が指示する場所に置くこと。

(4) 学生証は、机上の見やすいところに置くこと。

学生証を忘れた者は、本細則9条に基づき、受験許可証交付の手続を済ませること。

(5) 答案用紙に学年、学科、クラス、学籍番号、氏名等必要事項を記入すること。

学籍番号及び氏名の記入がない答案は、無効の取扱いとすること。

(6) 席順表に自己の学籍番号・氏名を記入して、速やかに後席にまわすこと。

(7) 教科書、参考書、ノートなどの使用は、監督者の指示に従うこと。

関数電卓（計算機）の持込可能科目について、計算機の貸出は行わないこと。

(8) 答案作成のために特に認められたもの以外の機器及び文具類は机上に置かずに鞆の中にしまっけて机の下に置くこと。

なお、試験の科目に関係するメモやコピー等が発見された場合は、不正行為と見なす。

(9) 答案作成については、以下を遵守すること。

ア 監督者から配付された答案用紙以外は用いてはならない。

イ 答案用紙は許可なくして室外に持ち出してはならない。

ウ 答案用紙の再交付は認めない。

エ 所定の時刻以後は答案を受理しない。

(10) 携帯電話等電子機器は電源を切り、他の携帯品と同じく鞆の中にしまっけて机の下に置くこと。

なお、携帯電話等電子機器をしまうかばんを所持していない場合は、試験監督に申し出て携帯電話等電子機器を保管する封筒を受け取り、机の下に置くこと。

(11) 腕時計型の「スマートウォッチ」及び眼鏡型の「スマートグラス」(通信機能・PC機能)などの持込みや着用をしないこと。発見した場合は不正行為とみなす。

(12) 帽子は脱いでかばんの中にしまっけて机の下に置くこと。

(13) 不正行為及び不正行為の疑いを受けるような行為は一切しないこと。そのような行為とみなされた場合には、学則及び諸規定により処分すること。

(14) 試験終了前に答案を提出した者は、直ちに退場すること。

試験終了後は退出の許可があるまで席を立たないこと。

(15) 試験開始後 20 分以降の入室及び 30 分以内の退出は認めないこと。

6 年生「演習試験」においては、試験開始後 30 分以降の入室及び 40 分以内の退出は認めないこと。

(16) 試験終了 5 分前からは、退出は認めないこと。

(17) 試験場内での秩序維持に関することは、全て監督者の指示に従うこと。

(18) 試験監督者の指示に従わなかった場合は、不正行為とみなし、受験停止とする。

(受験許可証)

第 9 条 学生証を忘れた者及び紛失による再発行手続中の者の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 学生証を忘れた者には、白金キャンパス大学事務室にて受験許可証(白色)を交付する。

なお、手続に係る発行手数料は 500 円とし、当該試験日限り有効とする。

(2) 学生証再発行中の者には、白金キャンパス大学事務室にて受験許可証(桃色)を交付する。

なお、手続に係る発行手数料は無料とし、当該試験期間有効とする。

(3) 第 2 項及び第 3 項に規定する受験許可証には、手続の際に白金キャンパス大学事務室にて作成する学籍登録票の写しを添付しなければならない。

(4) 第 2 項及び第 3 項に規定する受験許可証及び学籍登録票の写しの交付された者は、当該試験日及び試験期間終了後に速やかに白金キャンパス大学事務室に返却しなければならない。

(不正行為)

第 10 条 不正行為をした者は、本細則第 2 条に規定する当該試験区分の受験を停止するとともに、当該試験区分における全ての試験の評価を不可とする。

なお、授業期間内評価及び実習試験については、当該科目の評価を不可とする。

2 不正行為をした者の処分は、当該学生及び試験監督者等から事情聴取を行った上で、教授会において決定する。

(試験実施に係る委員会)

第 11 条 すべての試験実施に係る試験業務については、教育委員会がこれを担当し、教育委員長が統括する。

なお、6 年生の「演習試験」については、特別実習小演習委員会がこれを担当し、特別実習演習委員長が統括する。

2 前条第 2 項に規定する事情聴取については、学生指導委員会がこれを担当し、学生指導委員長が統括する。

(合否発表)

第 12 条 各授業科目の合否の発表については、次のとおりとする。

(1) 定期試験に基づく合否は、教学ポータル「PC 版」の Web 合否結果照会に随時掲載する。

(2) 追試験及び再試験受験に基づく合否は、当該試験期間で実施した全ての科目について同一日に教学ポータル「PC 版」の Web 合否結果照会に掲載する。

(3) 再受験に基づく合否は、再受験終了後に教学ポータル「PC 版」の Web 合否結果照会に随時掲載する。

(成績通知)

第13条 成績の通知については、次のとおりとする。

- (1) 前期については、定期試験又は追再試験結果に基づく評価を含む累積の成績通知書を、原則として全学生の保証人あてに通知する。
- (2) 後期については、追再試験終了をもって最終の評価とし、累積の成績通知書を原則として全学生の保証人あてに通知する。

2 本人への成績の配付方法及び時期については、次のとおりとする。

- (1) 前期の成績は、後期開始後掲示により配付時期を明示し、チューターから配付する。
- (2) 後期の成績は、及落判定が決定後掲示により配付時期を明示し、チューターから配付する。

(この細則の改廃)

第14条 この細則の改廃は、教育委員会及び運営会議の議を経て、教授会において決定する。

附 則

1 この細則は、2016年7月7日から施行する。

附 則

1 この細則は、2017年4月1日から施行する。

2 この細則は、2017年度に実施する試験から適用する。

附 則 (北学総第 29-04495 号)

(施行期日)

この規程は、2017年9月1日から施行する。

附 則 (北学総第 2018-06278 号)

この細則は、2018年10月1日から施行する。

附 則 (北学総第 2018-11851 号)

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第 2022-03865 号)

この細則は、2022年7月1日から施行する。

附 則 (北学総第 2023-04807 号)

この細則は、2023年7月6日から施行する。

附 則 (北学総第 2024-18207 号)

この細則は、2025年3月6日から施行する。